

株 式 等 納 税 猶 予 税 額 の 計 算 書

第8の2表（修正申告用）（平成24年4月分以降用）

この計算書は、相続税の修正申告において、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。 (注) 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表（修正申告用））において「経営承継人」と表記しています。			被 相 続 人	
経 営 承 継 人 （ 経営承継相続人等・ 経営相続承継受贈者）				
1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算				
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算				
区 分		㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)
① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額		円	円	円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（修正申告書第1表のその人の③欄の金額）				
③ 特定価額（①－②）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）		, 000	, 000	, 000
④ 特定価額の20%に相当する金額（③×20%）（1,000円未満切捨て）		, 000	, 000	, 000
⑤ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の相続人等の修正申告書第1表の⑥欄（又は修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄）の金額の合計）		, 000	, 000	, 000
⑥ 基礎控除額（第2表の㊩欄の金額）		0, 000, 000	0, 000, 000	0, 000, 000
⑦ 特定価額に基づく課税遺産総額（③＋⑤－⑥）		, 000	, 000	, 000
⑧ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（④＋⑤－⑥）		, 000	, 000	, 000
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算（修正申告額）				
㊰ 法定相続人の氏名	㊱ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算		特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算
		㊲ 法定相続分に応ずる取得金額 (㊴×㊱)	㊳ 相続税の総額の基礎となる税額 (第2表の「速算表」で計算します。)	㊴ 法定相続分に応ずる取得金額 (㊵×㊱)
		円	円	円
		, 000		, 000
		, 000		, 000
		, 000		, 000
		, 000		, 000
		, 000		, 000
		, 000		, 000
		, 000		, 000
		, 000		, 000
法定相続分の合計	1	㊵ 相続税の総額(㊴の合計額)	00	㊶ 相続税の総額(㊵の合計額)
				00
(注) 1 ⑤欄の「修正申告書第1表の⑥欄の金額」は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例を受ける人がいる場合は、「修正申告書第3表・第8表2の1の⑥欄の金額」となります。 2 ⑨及び㊱欄は第2表の「④法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。				
2 株式等納税猶予税額の計算				
区 分		㊦ 修正前の課税額	㊧ 修正額	㊨ 修正する額 (㊧－㊦)
①（経営承継人の修正申告書第1表の(㊱＋㊴－㊴)）の金額		円	円	円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の㊱×1の③／1の(③＋⑤)）				
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）				
a（②＋③－経営承継人の修正申告書第1表の㊴）の金額（赤字の場合は0）				
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の㊱×1の④／1の(④＋⑤)）				
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）				
b（④＋⑤－経営承継人の修正申告書第1表の㊴）の金額（赤字の場合は0）				
⑥ 経営承継人の修正申告書第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の修正申告書第1表の(⑨（又は㊱）＋㊱－㊴)）（赤字の場合は0）				
⑦（①＋a－b－⑥）の金額（赤字の場合は0）				
⑧（a－b－⑦）の金額（赤字の場合は0）				
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注3参照）				
イ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 （⑧×イの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）		00	00	00
ロ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 （⑧×ロの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）		00	00	00
ハ（会社名）に係る株式等納税猶予税額 （⑧×ハの株式等に係る価額／1の①）（100円未満切捨て）		00	00	00
㊱ 株式等納税猶予税額（イ＋ロ＋ハ）（注4参照）		00	00	00
(注) 1 ⑥欄の算式中の「修正申告書第1表の⑨」の金額について、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例を受ける場合は、「修正申告書第1表の㊱」の金額とします。 2 ⑧欄の㊱欄に記入する金額は、㊱欄の「a－b－⑦」の金額が⑧欄の㊱欄の金額を超える場合には、⑧欄の㊱欄の金額にとどめます（㊱及び㊱欄の㊱欄も同様です。）。ただし、この特例の適用を受ける特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等（期限内申告において第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記入した特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に限ります。）の評価誤り又は税額の計算誤りがあった場合で、その誤りだけを修正するものときは、⑧欄の㊱欄の金額は、⑧欄の㊱欄の金額を超えることができます。 3 ㊱欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社のみ場合は、㊱欄の記入は行わず、⑧欄の金額を㊱欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の㊱欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の㊱欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 4 ㊱欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額㊱」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例又は山林についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、㊱欄の金額によらず、修正申告書第8の4表の㊱又は㊱欄の金額を経営承継人の修正申告書第1表の「株式等納税猶予税額㊱」欄に転記します。				
※の項目は記入する必要がありません。				
※税務署整理欄		入力	確認	